

「E P A 関税認定アドバイザー」

令和7年度

E P A 関税認定アドバイザー・養成講座

受講生募集要項

一般社団法人 日本通関業連合会



1. 講座名称

EPA 関税認定アドバイザー養成講座

2. 目的及び概要

近年、CPTPP や RCEP 等の広域をカバーする経済連携協定（EPA）の発効に伴い、これら EPA 協定締約国との間の貿易額は我が国の貿易総額の約 8 割を占めるに至ったこと、EPA 特恵関税も段階的な引き下げが行われていることから、我が国の輸出入貿易の一層の拡大を図るため EPA の利用を推進する必要があります。一方で、EPA 特恵関税の利用に当たっては、原産地規則、関税分類（HS）等の専門知識が必須なことから、近年、これら専門知識を有する通関士等の民間専門家によるアドバイス又は業務支援に対するニーズは非常に高まってきている点が、財務省関税局で開催された EPA 推進有識者勉強会において指摘されています。

EPA 推進有識者勉強会においては、関税関係の専門家である通関士向けに「EPA 関税認定アドバイザー（仮称）」の導入及び養成講座の開設が提言されました。これを受け、日本通関業連合会（以下「連合会」という。）としては、財務省関税局のご助言を頂きつつ当該ニーズに応えるため、通関士を対象とした「EPA 関税認定アドバイザー（以下、「認定アドバイザー」という。）」制度を導入することとし、今般、認定アドバイザーを養成するための「養成講座」を開設し、受講生を募集するものです。

本講座は、通関業会会員企業で働く通関士等を対象に、EPA 関税に関する輸出入コンサル業務に必要な知識及び教養を身に付けることを目的として実施するものです。従って、EPA 関税に係るコンサル業務を強化しようとしている会員、EPA 関税に関するコンサル業務の事業化を考えている会員の皆様は、是非貴社の通関士を本講座に派遣していただくようお願いいたします。

3. 養成講座の内容

開催日	場所*	コマ数**	講義名
6月10日（火）	対面／サテ	1回	① WTO 協定と EPA 動向
6月10日（火）	対面／サテ	2回	② 経営戦略と関税
6月10日（火）	対面／サテ	1回	③ EPA 特恵関税活用（分野別・酒類）
6月11日（水）	対面／サテ	2回	④ 企業会計基礎
6月11日（水）	対面／サテ	2回	⑤ EPA 特恵関税活用（分野別・自動車部品）
6月12日（木）	対面／サテ	1回	⑥ EPA 特恵関税活用（分野別・繊維 1 部）
6月12日（木）	対面／サテ	1回	⑦ EPA 特恵関税活用（分野別・繊維 2 部）
6月12日（木）	サテ／対面	2回	⑧ EPA 活用における企業課題と対応策
6月13日（金）	対面／サテ	2回	⑨ EPA 特恵関税活用実務（原産地規則編）
6月13日（金）	対面／サテ	2回	⑩ EPA 特恵関税活用実務（関税分類編）

合計		16回	(≒24時間) 4日間
----	--	-----	-------------

*場所の左は東京会場、右は大阪会場で、「対面」は対面での受講、「サテ」はオンラインでの受講。

**1コマ90分。

4. 募集人員

特に定員は設けません。

5. 受講対象者

現在通関業协会会员企業に勤務する通関士、又は通関業协会会员企業に勤務する通関士としての通関業務経験を有する通関士試験の合格者（現在は通関部門を離れ営業部門等で勤務しているが、過去通関部門で通関士として勤務経験のある者）で、かつ所属する会社から本講座を受講するに当たり推薦を受けた者とする。

6. 受講期間

令和7年6月10日（火）～6月13日（金） ※各日とも09:30～17:00

7. 受講場所・受講方法

① 東京会場：（一社）日本通関業連合会会議室

（〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 8 階）

② 大阪会場：イオンコンパス大阪駅前会議室「Room A」

（〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 15 階）

(注)②の大阪会場における参加者は、東京会場において実施する対面での講義をリアルタイム・オンラインでの受講となります。ただし、6月12日の午後の講義については、大阪会場が対面で東京会場がオンラインでの受講となります。

8. 受講料

80,000円（税込）

(注)認定アドバイザーとして認定を受けた場合は、別途認定手数料が10,000円（税込）がかかります。

9. 受講申し込み及び期間

本講座の受講を希望する者は、当連合会のホームページから必要事項を入力し、受講することについての会社からの推薦状（任意のフォームで結構ですので PDF にして添付。）を添付の上、申し込んでください。

なお、募集期間は、令和7年5月7日(水)～5月27日(火)とします。

10. 認定方法

本講座を全て受講した者は、講座の最後に小論文のテーマを提示しますので、当該テーマに係る小論文（400字詰め原稿用紙2枚程度）を作成し、6月20日（金）までに提出してください。連合会では、提出していただいた小論文を審査のうえ、連合会会長から認定アドバイザー認定証を交付します。

11. 認定アドバイザーの活動

認定アドバイザーについては、日本通関業連合会のHPにおいて、認定者リストとして掲載し、問い合わせや相談に応じていただく予定です。また、連合会等から相談等の業務を紹介することがあります。

認定アドバイザーへの認定後、フォローアップとして連合会が主催するEPA関連情報の共有及び知識のアップデートのための会合へ参加していただき、また連合会から認定アドバイザーの活動等に関するモニタリングを行い、制度の改善につなげていく予定です。ご協力をお願いします。

12. 問合せ先

一般社団法人日本通関業連合会 事務局（担当：今野、北村）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階
TEL03-3508-2535 e-mail：jcba@tsukangyo.or.jp